

平成29年3月7日

- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
56経営体数
法人 4経営体
個人 52経営体
集落営農（任意組織） 0組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 当該区域における地域農業の将来の在り方
新規参入を促進する。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地の出し手に対し、農地中間管理事業の活用を促す。

宇治市告示第55号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂9丁目7番1号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

宇治市告示第56号

議決予算の公表について

平成29年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2

項の規定より、次のとおり告示します。

平成29年4月28日

宇治市長 山本 正

平成29年度宇治市一般会計予算

平成29年度宇治市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,960,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金 額	
1. 市 税		23,181,015	
	1. 市 民 税	10,843,643	
	2. 固 定 資 産 税	9,439,377	
	3. 軽 自 動 車 税	288,511	
	4. 市 た ば こ 税	945,042	
	5. 鉱 産 税	1	
	6. 特 別 土 地 保 有 税	1	
	7. 都 市 計 画 税	1,664,440	
2. 地 方 譲 与 税		337,000	
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	105,000	

	2.自動車重量譲与税	232,000
3.利子割交付金		46,000
	1.利子割交付金	46,000
4.配当割交付金		225,000
	1.配当割交付金	225,000
5.株式等譲渡所得割交付金		142,000
	1.株式等譲渡所得割交付金	142,000
6.地方消費税交付金		2,870,000
	1.地方消費税交付金	2,870,000
7.ゴルフ場利用税交付金		34,388
	1.ゴルフ場利用税交付金	34,388
8.自動車取得税交付金		103,000
	1.自動車取得税交付金	103,000
9.国有提供施設等所在市町村助成交付金		66,094
	1.国有提供施設等所在市町村助成交付金	66,094
10.地方特例交付金		122,411
	1.地方特例交付金	122,411
11.地方交付税		6,890,000
	1.地方交付税	6,890,000
12.交通安全対策特別交付金		30,000
	1.交通安全対策特別交付金	30,000
13.分担金及び負担金		619,378
	1.負担金	619,378
14.使用料及び手数料		1,441,053
	1.使用料	1,325,516
	2.手数料	115,537
15.国庫支出金		11,866,597
	1.国庫負担金	9,179,611
	2.国庫補助金	2,631,929
	3.委託金	55,057
16.府支出金		4,876,523

	1. 府 負 担 金	2,942,223
	2. 府 補 助 金	1,641,227
	3. 委 託 金	293,073
17. 財 産 収 入		109,838
	1. 財 産 運 用 収 入	102,767
	2. 財 産 売 払 収 入	7,071
18. 寄 付 金		120,468
	1. 寄 付 金	120,468
19. 繰 入 金		1,964,635
	1. 基 金 繰 入 金	1,964,635
20. 諸 収 入		2,968,500
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	44,411
	2. 市 預 金 利 子	10,129
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	2,490,440
	4. 受 託 事 業 収 入	49,590
	5. 雑 入	373,930
21. 市 債		4,946,100
	1. 市 債	4,946,100
歳 入 合 計		62,960,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		449,157
	1. 議 会 費	449,157
2. 総 務 費		6,182,244
	1. 総 務 管 理 費	5,051,852
	2. 徴 税 費	741,670
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	300,712
	4. 選 挙 費	14,869
	5. 統 計 調 査 費	24,864
	6. 監 査 委 員 費	48,277

3. 民 生 費		27,979,576
	1. 社 会 福 祉 費	12,353,839
	2. 児 童 福 祉 費	10,449,604
	3. 生 活 保 護 費	5,169,733
	4. 災 害 救 助 費	6,400
4. 衛 生 費		4,446,315
	1. 保 健 衛 生 費	1,433,388
	2. 清 掃 費	3,012,927
5. 勞 働 費		74,595
	1. 勞 働 諸 費	74,595
6. 農 林 水 産 業 費		349,373
	1. 農 業 費	270,065
	2. 林 業 費	78,020
	3. 水 産 業 費	1,288
7. 商 工 費		1,909,927
	1. 商 工 費	1,909,927
8. 土 木 費		8,003,503
	1. 土 木 管 理 費	600,494
	2. 道 路 橋 梁 費	1,728,707
	3. 河 川 費	413,770
	4. 都 市 計 画 費	3,557,908
	5. 住 宅 費	1,702,624
9. 消 防 費		2,110,255
	1. 消 防 費	2,110,255
10. 教 育 費		4,457,600
	1. 教 育 総 務 費	859,484
	2. 小 学 校 費	1,430,364
	3. 中 学 校 費	517,697
	4. 幼 稚 園 費	613,787
	5. 社 会 教 育 費	1,036,268
11. 災 害 復 旧 費		63,427

	1.農林水産業施設災害復旧費	6,000
	2.公共土木施設災害復旧費	57,427
12.公債費		5,848,514
	1.公債費	5,848,514
13.諸支出金		1,025,514
	1.土地開発基金費	9,514
	2.開発公社費	1,016,000
14.予備費		60,000
	1.予備費	60,000
歳出合計		62,960,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
京都府育児休業生活資金融資制度に対する利子補給補助(平成29年度融資分)	自平成29年度 至平成36年度	育児休業期間中に支払った融資金利子に相当する額 (第1回償還から72ヵ月分)
京都府育児休業生活資金融資制度に対する保証料補給補助(平成29年度融資分)	自平成29年度 至平成36年度	融資金にかかる保証料に相当する額
京都府労働者生活資金特別融資制度に対する利子補給補助(平成29年度融資分)	自平成29年度 至平成36年度	融資金利子の内0.7%の利率に相当する額(第1回償還から72ヵ月分)
京都府労働者生活資金特別融資制度に対する保証料補給補助(平成29年度融資分)	自平成29年度 至平成36年度	融資金にかかる保証料の内1/2に相当する額
株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金貸付制度に対する利子補給補助(平成29年度融資分)	自平成29年度 至平成33年度	融資金利子の内1.4%の利率に相当する額。ただし、融資金利子が1.4%を下回る場合はその融資金利子に相当する額(融資実行日から36ヵ月分)
宇治市中小企業低利融資制度に対する利子補給補助(平成29年度緊急融資分)	自平成29年度 至平成32年度	融資金利子に相当する額(融資実行日から24ヵ月分)
源氏物語ミュージアムリニューアル事業	自平成29年度 至平成30年度	140,000

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業債	75,000	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
防災施設整備事業債	3,300			
水道事業会計出資債	162,600			
農業基盤整備事業債	37,400			
道路整備事業債	370,500			
河川排水路整備事業債	157,400			
街路整備事業債	18,200			
公園整備事業債	217,000			
宇治川太閤堤跡歴史公園交流ゾーン整備事業債	412,700			
市営住宅建設事業債	421,500			
消防施設整備事業債	96,200			
小学校施設整備事業債	54,200			
宇治川太閤堤跡歴史公園史跡ゾーン整備事業債	50,000			
グラウンド・ゴルフ場整備事業債	5,200			
総合野外活動センター整備事業債	88,800			
林業施設災害復旧事業債	2,600			
河川等災害復旧事業債	50,000			
臨時財政対策債	2,723,500			
合 計	4,946,100			

平成29年度宇治市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,517,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険料		3,665,247
	1. 国民健康保険料	3,665,247
2. 一部負担金		4
	1. 一部負担金	4
3. 使用料及び手数料		525
	1. 手数料	525
4. 国庫支出金		4,371,829
	1. 国庫負担金	3,248,680
	2. 国庫補助金	1,123,149
5. 療養給付費等交付金		300,585
	1. 療養給付費等交付金	300,585
6. 前期高齢者交付金		7,175,713
	1. 前期高齢者交付金	7,175,713
7. 府支出金		1,073,567
	1. 府負担金	185,644
	2. 府補助金	887,923
8. 共同事業交付金		4,886,586
	1. 共同事業交付金	4,886,586
9. 財産収入		2,017
	1. 財産運用収入	2,017
10. 繰入金		1,966,941
	1. 一般会計繰入金	1,693,396
	2. 基金繰入金	273,545
11. 繰越金		50,900
	1. 繰越金	50,900
12. 諸収入		23,086
	1. 延滞金及び過料	101
	2. 市預金利子	1
	3. 雑収入	22,984
歳入合計		23,517,000

歳出		(単位 千円)
款	項	金額
1. 総務費		282,626
	1. 総務管理費	259,332
	2. 徴収費	21,138
	3. 運営協議会費	1,506
	4. 趣旨普及費	650
2. 保険給付費		14,687,677
	1. 療養諸費	12,652,126
	2. 高額療養費	1,920,899
	3. 移送費	2
	4. 出産育児諸費	74,803
	5. 葬祭諸費	13,700
	6. 精神・結核医療付加金	26,147
3. 後期高齢者支援金		2,438,163
	1. 後期高齢者支援金	2,438,163
4. 前期高齢者納付金		8,661
	1. 前期高齢者納付金	8,661
5. 老人保健拠出金		43
	1. 老人保健拠出金	43
6. 介護納付金		909,622
	1. 介護納付金	909,622
7. 共同事業拠出金		4,917,477
	1. 共同事業拠出金	4,917,477
8. 保健事業費		209,700
	1. 特定健康診査等事業費	123,142
	2. 保健事業費	86,558
9. 基金積立金		2,017
	1. 基金積立金	2,017
10. 公債費		3,500
	1. 公債費	3,500
11. 諸支出金		34,514
	1. 償還金及び還付加算金	34,514
12. 予備費		23,000

	1. 予 備 費	23,000
歳 出 合 計		23,517,000

平成29年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,518,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)

款	項	金 額
1.後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1,966,470
	1.後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1,966,470
2.使 用 料 及 び 手 数 料		153
	1.手 数 料	153
3.繰 入 金		485,779
	1.一 般 会 計 繰 入 金	485,779
4.諸 収 入		65,598
	1.延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	56
	2.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,001
	3.市 預 金 利 子	1
	4.雑 入	56,540
歳 入 合 計		2,518,000

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
1.総 務 費		60,929
	1.総 務 管 理 費	56,560
	2.徴 収 費	4,369
2.後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		2,361,570
	1.後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	2,361,570
3.保 健 事 業 費		84,000

	1.健康保持増進事業費	84,000
4.諸支出金		9,001
	1.償還金及び還付加算金	9,001
5.予備費		2,500
	1.予備費	2,500
歳出合計		2,518,000

平成29年度宇治市介護保険事業特別会計予算

平成29年度宇治市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,572,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1.保険料		3,204,265
	1.介護保険料	3,204,265
2.使用料及び手数料		195
	1.手数料	195
3.国庫支出金		3,073,290
	1.国庫負担金	2,462,437
	2.国庫補助金	610,853
4.支払基金交付金		3,920,739
	1.支払基金交付金	3,920,739
5.府支出金		2,072,597
	1.府負担金	1,985,388
	2.府補助金	87,209
6.財産収入		1,589
	1.財産運用収入	1,589
7.繰入金		2,299,322
	1.一般会計繰入金	2,143,297
	2.基金繰入金	156,025